9月9日は「救急の日」
本当に必要な時に救急車を！

問 消防署　救急係　☎(995)0119

適正利用にご協力を！

市内の救急車で搬送される方の約半数は軽症者で、その日のうちに帰宅できるような症状の軽い方の搬送がとても多いのが現状です。

救急車を要請した理由のなかには次のような不適正なものもありました。

- どこの病院に行ったら良いかわからない
- 救急車で行けば早く診察してもらえる
- タクシーや交通機関代わりに呼んだケース
- 単なる酒酔いや突き指、打撲、切り傷などの明らかに緊急性の低いことで呼んだケース
- 入院、通院する予定だったから呼んだケース

このような不適正な救急車の利用は本当に救急車を必要としている傷病者のために出動することができずに処置や搬送が遅れる恐れがあります。

皆さんの大切な人や皆さん自身のためにも救急車の適正利用をお願いします。

迷わず119番を

このようなときは、迷わず119番を！

- 意識がなく、呼び掛けたり体に触れたりしても気付かないとき
- 苦しそうな息をしている、または息をしていない
- 激しい頭痛、胸痛、腹痛
- ケイレン
- 高い場所からの転落
- 交通事故による緊急を要するケガなど。

普通救命講習のご案内

講習内容：心肺蘇生法や AED（自動体外式除細動器）の使用方法
講 習 日：９月12日(日)、11月19日(金)、平成23年１月23日(日)、３月18日(金)
時　　間：９時～12時
場　　所：消防庁舎３階災害対策室　　定員：25人
申込・問合せ：
消防署　救急係　☎ 995-0119
茶畑分遣所　☎ 994-0119
須山分遣所　☎ 998-0119

応急手当の重要性

緊急性の高い人を救命するためには「早い119番通報」「その場に居合わせた人の応急手当」が不可欠です。

図1は、心臓・呼吸停止などの緊急時における経過時間と命の助かる可能性を示しています。例えば、心臓と呼吸が止まってから5分間何も手当をしなければ、命が助かる可能性は約20％まで低下してしまいます。しかし、その場に居合わせた人が救命処置をした場合は、命の助かる可能性を約30％にまで高めることができます。

このことから、緊急性の高い人ほど早く適切な応急手当をしなければならないことがわかります。

消防署では市民の皆さんに応急手当を習得してもらうように、隔月で普通救命講習会を開催しています。市の広報紙やホームページに開催日を掲載しています。

応急手当と救命曲線（図１）

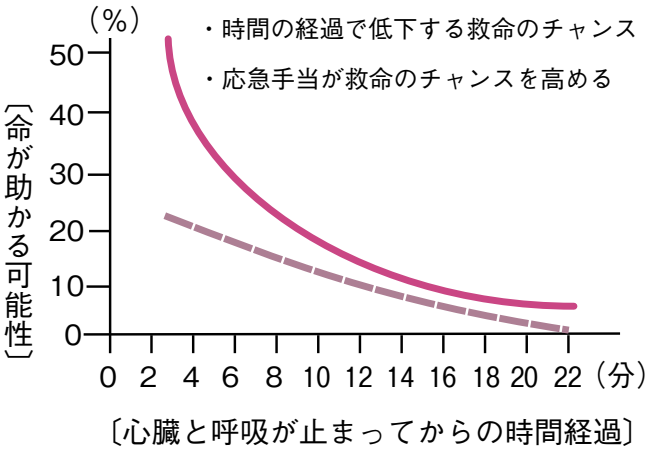

「応急手当講習テキスト」〈東京法令出版㈱〉より引用